

青森県報

第四百二号

令和三年
十二月二十二日
(水曜日)

目次

告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……一

○農地利用配分計画の認可……………(同) ……二

○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明……………(建築住宅課) ……二

告示

青森県告示第八百三十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
居宅サービス の種類	居宅サービス事業を行う 事業所
名称 所在地	所在地
指定 年月日	

公告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和三年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の一 九	畑	九九七

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和四年三月	五年	一九、〇〇〇

株式会社大 浪岡字細田六〇 の一	訪問介護 ホームケア 手コケア	弘前市大字南大 町一丁目二の一 四・一・一	令和 四・一・一
------------------------	-----------------------	-----------------------------	-------------

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年一月五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年十二月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社ライス ファクトリー	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字若松字早稲田二四	

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和三年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アセット不動産株式会社
- 二 代表者の氏名 石川 陽一
- 三 免許証番号 青森県知事（二）第三三八〇号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------------